

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金（中小企業向けハイブリッドトラック等導入支援事業）の3次募集に係る交付申請の受付期間等について

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金（中小企業向けハイブリッドトラック等導入支援事業）の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」（平成31年3月12日付け国自環第176号、国自旅第266号、国自貨第137号。以下「交付要綱」という。）及び「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」（平成31年3月12日付け国自環第177号、国自旅第264号、国自貨第138号。）によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

平成31年4月1日（月）～令和2年1月31日（金）までに新車新規登録（予定）の車両
9月2日（月）～12月27日（金）まで〈交付予定枠申込書必着〉

（2）実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、平成31年4月1日から令和2年1月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日か令和2年2月28日のどちらか早い日まで（ただし、内定通知を受けた日において既に新車新規登録されたものにあつては、内定通知を受けた日から30日を経過した日まで）。